

西宮市いじめ防止等対策委員会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）第1条及び第46条の3の規定に基づく西宮市いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(委員会の公開)

第2条 委員会は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。

- (1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）第6条各号に該当すると認められる事項を調査及び審議するとき。
- (2) 公開することにより、委員会の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

2 公開、非公開の決定は委員長が委員会に諮って決定する。ただし、委員会の議題の内容が前項各号のいずれかに該当することが明らかである場合は、この限りではない。

(議事録の調製)

第3条 委員長は、議事録を調製し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 会議の公開及び議事録の公開に関する事項
- (5) その他会議において必要と認めた事項

2 議事録は、委員長又は副委員長が署名するものとする。

(議事録等の公開)

第4条 委員会の議事録及び配付資料（以下「議事録等」という。）は、第2条の規定により委員会を非公開とする場合を除き、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより公共の利益を害する恐れがある場合等委員長が正当な理由があると認めた場合にあってはその全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により委員会の議事録を非公開とする場合は、その理由を公開するとともに、議事要旨を作成し、当該委員会に出席した委員の確認を得て公開する。

(西宮市いじめ問題調査部会)

第5条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき重大事態に対処するため、教育委員会の附属機関である委員会の部会として西宮市いじめ問題調査部会（以下「調査部会」という。）を置く。

2 調査部会は、教育委員会の諮問に応じて重大事態に係る事実関係について調査又は審

議を行い、答申するものとする。

3 調査部会は、前項に関し、その答申書を教育長に提出しなければならない。

(西宮市いじめ問題調査分会)

第6条 調査部会は、法第28条第1項の調査のために必要がある時は、西宮市いじめ問題調査分会（以下「調査分会」という。）を置くことができる。

2 調査分会に属すべき委員及びその長は、部会長が指名する。

3 調査分会はその結果を調査部会に報告するものとする。

4 調査分会は調査審議に必要がある時は、臨時委員を置くことができる。

5 調査分会に属すべき臨時委員は、部会長が指名する。

6 調査分会の設置期間は、調査部会が指示した調査分会の業務が終了する日までとする。

7 前各項に定めるもののほか、調査分会に関し、必要な事項については、調査部会の例による。

(調 査)

第7条 調査部会及び調査分会は、調査のため必要があると認めるときは、関係者の出席及び説明を求めることができる。また、関係者が許可した場合、録音することができる。

2 調査部会及び調査分会は、調査のため必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求めることができる。

(報 酬)

第8条 委員及び臨時委員は月の初日から末日までの間における勤務日及び勤務時間数等を「業務実績報告書」（様式第1号）に明記し、翌月10日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 委員及び臨時委員の報酬の額は、以下のとおりとする。

(1) 会議に出席した場合は、日額12,400円とする。また、委員会、調査部会及び調査分会の会議が同日に行われた場合についても、日額12,400円とする。

(2) 聴き取り、資料及び報告書作成並びにその他のいじめ調査に必要な業務を行う場合は、15分につき2,500円とする。この場合において15分未満の端数が生じた場合は、15分とする。

(3) 第7条1項の規定により録音されたデータの反訳業務については、10分につき2,000円とする。この場合において10分未満の端数が生じた場合は、10分とする。また、1回当たりの業務時間が60分未満の場合は、12,000円とする。

(4) 前3号を合わせて日額80,000円を上限とする。

3 報酬の支給方法は、月の初日から末日までの間における勤務日数及び勤務時間数により計算した額を支給する。

4 支給日は、翌月末日とする。支給日とその月の土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、順次繰り上げするものとする。

(庶務)

第9条 委員会、調査部会及び調査分会の庶務は、学校保健安全課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会、調査部会及び調査分会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付則

この要綱は、令和2年7月10日から実施する。

付則

この要綱は、令和2年8月1日から実施する。

付則

この要綱は、令和3年11月1日から実施する。